

法務省民総第6号
令和5年1月6日

日本行政書士会連合会会長 殿

法務省民事局総務課長
(公 印 省 略)

定款認証手続に関するアンケート調査の実施について（依頼）

定款認証手続については、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、令和4年度に、公証人及び嘱託人を対象として、実務の実態を把握するための調査を行い、令和5年度に、その調査の結果を分析し、定款認証が果たすべき機能・役割について評価を加えるとともに、その結果に基づいて、定款認証の改善策を検討し、遅くとも令和6年度に必要な措置を講ずることとされています。

そこで、下記のとおり、本年1月16日から同年3月31日までの全ての定款認証事件を対象として、実務の実態を定量的に把握するためのアンケート調査を実施します。

この調査結果は、令和5年度に行われる定款認証制度の評価・検討の基礎となる極めて重要なものとなりますので、できる限り正確に実態を把握するため、貴会会員に、対象となる定款認証について、専門資格者向けのアンケートに正確に御回答いただくとともに、依頼者にも発起人向けのアンケートへの回答を御案内いただくよう御協力いただきたく、周知方取り計らい願います。

記

1 アンケート調査の対象

本年1月16日から同年3月31日までの間に公証人から受けた定款の認証全て

2 アンケート調査の回答者

(1) 発起人向けアンケート

上記 1 の定款の認証を受けた法人の発起人

※ 一般社団法人における設立時社員など、発起人に相当する立場の方を含む。

※ 重複計上を避けるため、発起人が複数名いる法人の場合には、代表者 1 名から回答するものとする。

(2) 専門資格者向けアンケート

上記 1 の定款の認証に関与した専門資格者

※ 例えば、定款の作成代理、嘱託の代理等。関与の方法・程度は問わない。

3 アンケート調査の回答方法

以下の回答フォームから回答するものとする（回答期限：本年 4 月 1 0 日まで）。

なお、公証役場で配布する回答用紙に記入し、当該回答用紙を公証役場に提出する方法によることも差し支えない。

また、発起人向けアンケートについて、発起人の負担軽減等のため、専門資格者から発起人に確認しながら入力作業を代行することも差し支えない。

(1) 発起人向けアンケート

URL <https://forms.gle/VroDyq2HW3vboKDu6>

QRコード



(2) 専門資格者向けアンケート

URL <https://forms.gle/CNkpQExTLfKuXXoA8>

QRコード



4 アンケート調査の内容

別添 1 から 3 までのとおり